

## 意見書第 11 号

### 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書

新聞を含む文字文化は、米・水などとともに日本の国を形作ってきた基礎的財と考えます。

さらに、新聞はその戸別配達網によって内外の多様な情報を、全国くまなく日々ほぼ同じ時刻に届け、国民の知る権利と議会制民主主義を下支えするとともに、文字文化の中軸の役割りを果たしています。

国土も狭く資源も少ない我が国が世界有数の先進国となったのは、国民の伝統的な勤勉性とともに、新聞の普及と識字率の高さが、学力・技術力を支える役割りを長く果たしてきたことは広く認めるところです。

ヨーロッパ諸国を見ても、大半の先進国が新聞への軽減税率措置をとっており、「新聞の軽減税率は常識」とされています。

現在、深刻な活字離れが進むなかで、書籍とともに新聞も購読率の低下傾向にあり、新聞をまったく知らないで育つ子どもが増えるなど、次の世代の知的水準へ大きな影響を及ぼすものと深く憂慮されています。これに加え今回の消費税率引上げによって、新聞離れがさらに加速する恐れがあると危惧します。

以上のことから、消費税率が8%、10%いずれの段階でも新聞への軽減税率を導入されることは、極めて大切な施策と考え、下記の事項について強く要請いたします。

#### 記

- 1 消費税率引き上げに際し、新聞への軽減税率の適用を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成25年12月27日

兵庫県たつの市議会議長 松本義彦

内閣総理大臣 安倍晋三 殿